

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、後期高齢者の医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいるを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和7年11月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>田原市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①被保険者等の資格管理②医療費の給付管理③保険料の賦課・徴収管理④後期高齢者医療広域連合への情報提供⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する
③システムの名称	後期高齢者医療システム、愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)、統合宛名システム、宛名管理システム、個人住民税システム、収納管理・口座管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

資格情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、給付情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表 85の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報連携による照会・提供は行わない。

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民環境部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	田原市役所 市民環境部 保険年金課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-2149
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月30日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p><選択肢></p> <p>[500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月30日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p><選択肢></p> <p>[発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無

[自己点検]

[内部監査]

[外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

- <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
<選択肢>	
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

- <選択肢>
1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている

判断の根拠

人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。
・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。
・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。
・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。
これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 医療広域連合電算処理システム(標準シス	後期高齢者医療システム、愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準シス	後期高齢者医療システム、愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準シス	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	実施する	実施しない	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	・番号法第19条第7号及び別表第二 【情報提供】80、83の項		事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	保険年金課長 高橋 知子	保険年金課長 杉江 ゆき代	事後	
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成29年6月30日時点	事後	
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成29年6月30日時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準シス	後期高齢者医療システム(WizLIFE)、愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準シス	事前	
令和2年3月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月31日時点	令和1年12月27日時点	事前	
令和2年3月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月31日時点	令和1年12月27日時点	事前	
令和2年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準シス	後期高齢者医療システム、愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準シス	事前	システムの更新に係る 再実施による
令和3年3月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和3年3月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和3年3月22日	IV-8監査	自己点検の実施	自己点検、内部監査の実施	事後	
令和7年11月26日	I-3法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	1.番号法第9条第1項 別表 85の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
令和7年11月26日	IV-8 人でを介在させる作業	項目なし	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
令和7年11月26日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	内容追記	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため